

善監委告示第2号

平成31年2月27日付け善監委第5号で提出した平成30年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成31年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成30年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通指摘事項

【総務課，市民課，土木都市計画課，商工観光課】

収入印紙の印紙税額について

収入印紙の貼付については，平成29年度の定期監査において指摘してきたところである。

今回，長期継続契約の契約書等において，単年度の印紙税額として計算され，小額の印紙税額の収入印紙が貼付されていた。契約更新の際には，契約者に対し，印紙税法に規定された収入印紙の貼付を指導されたい。

【検討結果】

業務委託契約等の締結にあたっては，契約の相手方に対し，印紙税法の規定を遵守し，適宜，税務署等に相談・確認の上，課税・非課税の判断，印紙税額等に誤りのないよう，指導の徹底に努める。

個別指摘事項

【保健課指摘事項】

診療報酬の不当・不正請求に伴う返還金への対応について

過去において，医療法人等による診療報酬等の不当・不正請求に伴う返還金の事案については，県及び関係市町とともに債権回収の執行行為に入ったものの債権の回収はほとんど進まないまま，法人は破産している。

今後，同様な事案が発生することのないよう，適切な措置を講じるように検討されたい。

【検討結果】

診療報酬の不当・不正請求に伴う返還金の対応については，法，条例等に照らしながら，債権処理について適切な方法を検討する。

なお，今後，同様な事例が発生することのないよう，適切な指導監督を関係機関と連携しながら進めるとともに，債権回収方法について適切な措置を講じることとしたい。

【農林課指摘事項】

山林組合の組合有財産（山林）に関する対応について

①採薪鑑札の管理について

3つの山林組合規約において、採薪鑑札は、基準口数1口につき1枚を付与されることになっている。

市は、3つの山林組合より1,361の口数に伴う1,361枚の採薪鑑札を付与されているため、採薪鑑札の現状について尋ねたところ、明確な回答が得られなかった。

そこで、付与されている多数の採薪鑑札が、どのようになっているのか、山林組合議員に確認するなど、採薪鑑札の管理簿を再整備するなど留意されたい。

②組合有財産（山林）の市持分の財産調書への記載について

現在、3つの山林組合が共同管理している山林面積について、市の持分山林が、財産調書に記載されていない。この山林面積は、1筆ごとに、高松法務局丸亀支局の登記簿に市所有分の比率が記載されている。

今後、財産調書に山林として、記載をされるよう検討されたい。

【検討結果】

①各山林組合によると、現在、採薪鑑札の管理簿はない。この採薪鑑札は薪拾いのため入山する場合に使用する鑑札であり、当初は構成する市町の各地区に山林組合規約で定められた採薪鑑札を付与していたが、時代の流れにより薪拾いのため入山する者はなく、その所在も不明である。今後、規約上に明記している採薪鑑札の取扱いについて、山林組合と協議することとしたい。

②財産調書への記載については、構成する市町と協議のうえ対応する。

【子ども課指摘事項】

行政財産（土地）の貸付契約書について

市の行政財産（保育所用地）について、社会福祉法人に対して無償貸付けの契約を締結している。この契約書は、善通寺市公有財産規則第28条第1項第1号による30年の貸付期間に規定するものであるが、自動更新の内容となっている。

そこで、契約締結日に遡り、そこから換算して30年になるよう契約書の見直しをされたい。

【検討結果】

相手方の社会福祉法人と協議し見直したい。

【秘書課・会計課指摘事項】

下水道企業会計への移行と組織体制の強化について

下水道特別会計は、平成32年度から公営企業会計への移行が予定されている。

会計課は、公営企業会計に伴う毎月の例月検査報告などの業務量が増加すると見込まれる。さらには、これらの処理に伴い電算処理システムなどが増えるため、現在の4人体制（2人は非常勤職員）で対応するには、事務処理の増大が考えられる。

また、現在において、会計管理者は、代決権者が不在の状態でもある。

以上のことから、会計課の組織体制の強化を求めるものであり、秘書課と十分に協議して対処されたい。

【検討結果】

現在において、会計管理者は、代決権者が不在の状態であるとのこと指摘につきましては、職務権限規程第22条「課長が不在のときは、課長補佐（課長補佐を置かない場合は、あらかじめ課長が指定する職員）が代決する。」及び第25条「会計事務に関し、会計管理者及び会計課長が不在のときは、会計管理者があらかじめ指名する者が代決する。」との規定により、現在は係長を指名し代決を行っている。

なお、下水道会計の企業会計移行と会計管理者への権限委任については、条例で定める必要があり、これに伴う業務量の増加については、下水道課とも協議をしながら会計課の組織体制を検討する。